

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
告 示	
◎「高知県大学生等就職支援事業（交通費補助）」に係る公金事務の委託（産業政策課）	1
◎「畜産経営体質強化緊急支援事業」に係る公金事務の委託（畜産振興課）	1
○遊漁規則の一部変更の認可（漁業管理課）	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（ 〃 ）	2
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	3
○道路の供用開始（ 〃 ）	3
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	3
◎高知県立香北青少年の家の使用料に係る公金事務の委託（教育委員会事務局生涯学習課）	3
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務の委託（ 〃 ）	3
公 告	
○公印の改刻（法務文書課）	4
○ふぐ処理師試験の実施（薬務衛生課）	5
○漁港及び漁場の整備等に関する法律による所有者不明の工作物等の措置（漁港漁場課）	5
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	5

告 示

高知県告示第423号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年4月23日に指定し、公金事務を同年5月19日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和7年6月13日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者	指定公金事務取	
-----------	---------	--

事務所の所在地	名称	扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
愛知県名古屋市中千種区千種通七丁目25番地の1	株式会社タスクールPluses	「高知県大学生等就職支援事業（交通費補助）」により交付する補助金	令和7年5月19日から令和8年3月31日まで

高知県告示第424号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年4月24日及び同年5月12日に指定し、公金事務を同月8日、12日及び16日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和7年6月13日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市丸ノ内二丁目8番1号	高知市酪農農業協同組合	「畜産経営体質強化緊急支援事業」により交付する支援金	令和7年5月8日から同年8月31日まで
高知市高須東町4番8号	高知市農業協同組合		〃
高岡郡四万十町金上野1572-11	農事組合法人高南酪農		〃
高知市五台山5015番地1	高知県農業協同組合		令和7年5月12日から同年8月31日まで
吾川郡いの町1879番地9	一般社団法人高知県配合飼料価格安定基金協会		〃

高知県告示第425号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和7年6月13日に次のとおり認可した。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

（1） 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5

（2） 漁業権の免許番号

内共第513号

（3） 遊漁規則の変更の内容

第2条中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

第4条第3項の表中「、仁淀川支流上八川川」を「並びに仁淀川支流上八川川」に改め、「並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡佐川町の春日川第1鉄橋下流端の第1号漁場標識から同町の湯山加動ぜき下流端の第2号漁場標識までの区域」を削り、同条第4項の表中「、仁淀川支流上八川川」を「並びに仁淀川支流上八川川」に改め、「並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡佐川町の春日川第1鉄橋下流端の第1号漁場標識から同町の湯山加動ぜき下流端の第2号漁場標識までの区域」を削る。

第5条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る同項に規定する特別遊漁料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	特別遊漁料
高校生以下の者	無料

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年6月13日から施行する。

（4） 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年6月13日

高知県告示第426号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

（1） 発起人の住所及び氏名

室戸市

山下 俊一

〃

北村 敏男

〃

山下 康広

（2） 加入区の名称

室戸岬以東加入区

（3） 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

（1） 縦覧期間

令和7年6月13日から同月27日まで

（2） 縦覧場所

高知県漁業協同組合高岡支所

高知県告示第427号

高知市高須本町地区並びに屋頭、高須、高須東町及び介良乙の各一部地区、南国市岡豊町八幡及び浜改田の各一部地区、須崎市東古市町、南古市町及び西古市町地区並びに須崎の一部地区、宿毛市二ノ宮の一部地区、土佐清水市厚生町及び浦尻の各一部地区、香南市徳王子及び撫川の各一部地区、安芸郡芸西村和食乙の一部地区、土佐郡土佐町土居の一部地区、吾川郡いの町小野、小川縦ノ木山、成山及び清水上分の各一部地区、高岡郡中土佐町上ノ加江の一部地区並びに幡多郡黒潮町入野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

（1） 高知市

（2） 南国市

（3） 須崎市

（4） 宿毛市

（5） 土佐清水市

（6） 香南市

（7） 芸西村

- (8) 土佐町
(9) いの町
(10) 中土佐町
(11) 黒潮町
- 2 調査を行った地域及び時期
(1) 高知市高須本町並びに屋頭、高須、高須東町及び介良乙の各一部
令和4年度及び令和5年度
(2) 南国市岡豊町八幡及び浜改田の各一部
令和4年度及び令和5年度
(3) 須崎市東古市町、南古市町及び西古市町並びに須崎の一部
令和4年度及び令和5年度
(4) 宿毛市二ノ宮の一部
令和元年度から令和3年度まで
(5) 土佐清水市厚生町及び浦尻の各一部
令和4年度及び令和5年度
(6) 香南市徳王子及び撫川の各一部
令和3年度から令和5年度まで
(7) 安芸郡芸西村和食乙の一部
令和4年度及び令和5年度
(8) 土佐郡土佐町土居の一部
令和3年度及び令和4年度
(9) 吾川郡いの町小野、小川樫ノ木山、成山及び清水上分の各一部
令和4年度及び令和5年度
(10) 高岡郡中土佐町上ノ加江の一部
令和4年度及び令和5年度
(11) 幡多郡黒潮町入野の一部
平成23年度及び平成24年度
- 3 成果の名称
(1) 高知市地籍図及び地籍簿
(2) 南国市地籍図及び地籍簿
(3) 須崎市地籍図及び地籍簿
(4) 宿毛市地籍図及び地籍簿
(5) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
(6) 香南市地籍図及び地籍簿
(7) 芸西村地籍図及び地籍簿
(8) 土佐町地籍図及び地籍簿
(9) いの町地籍図及び地籍簿
(10) 中土佐町地籍図及び地籍簿
(11) 黒潮町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
令和7年6月13日
- 高知県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年6月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四国カルスト公園縦断
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町井の谷1番1から 高岡郡檮原町井の谷1番2まで	前	7.7 }\n11.3	76
高岡郡檮原町井の谷1番1	後	9.2 }\n17.0	76

高知県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年6月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南国伊野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山中切字大森104番9から 高知市土佐山中切字大森1533番1まで	78	令和7年6月13日

高知県告示第430号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町西野	字 ト ノ 丸 1023番1	6.00	45.31	

高知県告示第431号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年3月31日に指定し、公金事務を同年4月1日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
香南市香我美町山北2522番地イ	株式会社香美かほく	高知県立香北青少年の家の使用料の徴収（調定事務を除く。）	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高知県告示第432号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定の例により告示する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
吾川郡いの町天王北一丁目14番地	特定非営利活動法人高知県青年会館	高知県立高知青少年の家及び高知県立青	令和7年4月1日から令和

		少年体育館に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）	8年3月31日まで
--	--	----------------------------	-----------

公 告

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、改刻した公印を次のとおり公告する。
令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

公印の種類	印影	用途	使用開始年月日
知事印 （高知県健康政策部において使用）		一般文書	令和7年5月8日

高知県ふぐ取扱条例（昭和36年高知県条例第34号）第11条第1項の規定により、令和7年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。
令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の期日
令和7年10月20日（月）及び21日（火）の2日間
- 2 試験の場所
（1） 令和7年10月20日
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎
（2） 令和7年10月21日
高知市南久万58番地1 R K C調理製菓専門学校
- 3 試験科目及び日時
（1） 筆記試験（令和7年10月20日午前10時から） 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
（2） 鑑別試験（令和7年10月20日午前11時30分から） ふぐの種類及び部位の鑑別
（3） 実技試験（令和7年10月21日午前10時から） ふぐの処理の実技
- 4 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身を無背景で撮影した名刺型のもの、裏面に氏名及び撮影年月を記載したもの）1枚を添えて提出すること。
- 5 受験手数料
5,280円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。）
- 6 受験願書の受付期間
令和7年9月8日（月）から同月16日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、令和7年9月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
（1） 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所（当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所）
（2） 県外居住者は、高知県健康政策部薬務衛生課（高知市丸ノ内一丁目2番20号）
- 8 合格者の発表
令和7年11月4日（火）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。

また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

- 9 その他の注意事項
（1） 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書き、書留郵便とすること。
（2） 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持参するほか、試験当日の詳細については、受験票で確認すること。
（3） 不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。
令和7年6月13日

小室漁港漁港管理者
高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
高岡郡四万十町興津 漁船修理場用地
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.60メートル、船幅1.60メートル）
- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に小室漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置
小室漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる	開発許可を受けた
------	-----------	----------

	地域の名称	者の住所及び氏名
令和7年5月13日 7 高都計第101号	香美市土佐山田町秦山町一丁目15番ほか9筆	高知市大谷公園町17番28号 イチカワ不動産有限公司 代表取締役 市川 重和